規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項(JIS C 9335-1(以下、第1部)の規	
第1項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当		定による。)	
		それがないよう設計されるものとする。			機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人	
					体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機	
					能する構造でなければならない。	
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当		第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当		వ _ం	
		良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。		箇条 11	箇条11 温度上昇	
				11.8	11.8 試験中、過圧防止安全装置が作動してはならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.103	22.103 機器の加圧部分の運転圧力は、定格圧力以下でな	
					ければならない。	
				22.104	22.104 過圧防止安全装置は、その作動によって人体の傷	
					害又は周囲への損害の原因とならない位置に配置するか、	
					又は人体の傷害又は周囲への損害の原因とならない構造	
					でなければならない。	
				22.105	22.105 加圧機器の蓋又はカバーは、圧力がほぼ大気圧に	
					下がるまで、開けることができてはならない。	
				22.106	22.106 機器は、排出蒸気が配水管に流れ込む前に、自動	
					的に凝結させる装置をもたなければならない。	
				22.109	22.109 丁番付きの蓋は、偶発的に落下しないように保護	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

	技術基準		該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条					しなければならない。	
第2項				22.110	22.110 容器を電気モータで傾斜させるか又は巻き上げる	
続き					場合には、そのための制御ボタン又はスイッチに圧力を加	
					えているときに限り、このモータが機能することが可能で	
					なければならない。	
				22.111	22.111 巻上げ装置をもつ機器は、駆動機構がその最上昇	
					位置又は最降下位置で自動的に外れるか又は停止する構	
					造でなければならない。	
				22.112	22.112 傾斜可能な煮炊き鍋の縁には、液体が均一に排出	
					できる構造をもたなければならない。	
				22.113	22.113 排水コック及び類似の高温液体用の排出装置は、	
					それらが不用意に開くおそれがない構造でなければなら	
					ない。さらに、排水プラグを不用意に引き抜くことができ	
					てはならない。	
				22.114	22.114 機器の加圧部分は、定格圧力に耐えなければなら	
					ない。	
				22.116	22.116 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接	
					触するような底面の開口部があってはならない。	
				箇条 25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.1	25.1 機器は、機器用インレットを備えてはならない。	
				25.3	25.3 固定形機器及びローラ若しくはキャスタ又はこれら	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

	技術基準		該当		規格	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条					と類似の手段を備えていない 40 kg を超える質量をもつ	
第2項					機器は、機器を設置した後に、電源コードが接続できる構	
続き					造でなければならない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当		第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次によ	
第1項	る設計等	態の発生を防止するとともに、発生時におけ	□非該当		ప .	
		る被害を軽減する安全機能を有するよう設		箇条 20	箇条20 安定性及び機械的危険	
		計されるものとする。		20.101	20.101 運動エネルギーが 200 J を超える、混合、かくはん	
					などに用いる運動部分をもつ煮炊き鍋は、蓋又はガードを	
					50 mm を超えて開けたとき、運動部分を停止させるイン	
					タロックを備えなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.7	22.7 大気圧を超える圧力(過圧)で運転する機器は、過	
					大な圧力を防止する適切な過圧防止安全装置を組み込ん	
					でいなければならない。	
				22.101	22.101 発熱体用保護装置及び不意な動作が危険なモータ	
					保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なくと	
					も1極以上を遮断する、非自己復帰形のトリップフリーの	
					ものでなければならない。	
				22.107	22.107 加圧機器は、真空運転を意図する機器を除き、部	
					分的な真空状態を回避する真空逃し弁を備えなければな	
					らない。	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条				22.108	22.108 ジャケット付煮炊き鍋は、真空運転を意図する機	
第1項					器を除き、ジャケット内の部分的な真空状態を回避する真	
続き					空逃し弁を備えなければならない。	
				22.110	22.110 傾斜可能な容器をもつ機器は、いかなる位置にお	
					いても、その位置からの偶発的な傾斜を防止する機構をも	
					たなければならない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前項の規定による措置のみによ	■該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項	る設計等	ってはその安全性の確保が困難であると認	□非該当		ప ం	
		められるときは、当該電気用品の安全性を確		箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	
		保するために必要な情報及び使用上の注意		7.10	7.10 傾斜可能な部分をもつ機器の傾斜操作を制御する装	
		について、当該電気用品又はこれに付属する			置は、その動作方向を明確に表示しなければならない。	
		取扱説明書等への表示又は記載がされるも		7.12	7.12 常圧煮炊き鍋を除く煮炊き鍋の取扱説明書には、圧	
		のとする。			力がほぼ大気圧に下がるまでは、排水栓又は他の排出装置	
					を開けてはならない旨の警告を記載しなければならない。	
				7.12.1	7.12.1 設置するときに特別な注意が必要な場合には、その	
					詳細を記載した据付説明書を機器に添付しなければなら	
					ない。	
				7.12.4	7.12.4 複数の機器用の独立した制御パネルをもつ埋込形	
					機器の取扱説明書には、可能性がある危険を避けるために	
					制御パネルには指定する機器だけを接続する旨を記載し	
					なければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 当	項目番号	規定タイトル・概要	
第三条				7.101	7.101 等電位ボンディング端子には、IEC 60417 の記号	
第2項					5021 を表示しなければならない。	
続き				7.102	7.102 容器には、指示レベルを表示しなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.102	22.102 危険、警告又は類似の状況を示すための、照明、	
					スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。	
				箇条 25	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.3	25.3 取扱説明書及び据付説明書には、電源コードの詳細	
					を記載しなければならない。	
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当		第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。	
	ける安全機能の	供用期間中、安全機能が維持される構造であ	□非該当	箇条23	箇条 23 内部配線	
	維持	るものとする。		23.3	23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、通常使用	
					時に屈曲を受ける可能性がある場合には、屈曲試験に耐え	
					なければならない。	
第五条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用され	■該当		第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。	
	場所を考慮した	る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は	□非該当	箇条6	箇条6分類	
	安全設計	物件に損傷を与えるおそれがないように設		6.1	6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス OI 又はク	
		計され、及び必要に応じて適切な表示をされ			ラスI でなければならない。	
		ているものとする。		6.2	6.2 卓上で用いる機器の水に対する保護等級は、IPX3 以	
					上でなければならない。他の機器は、IPX4 以上でなけれ	
					ばならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定され	■該当		第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。	
	る部品及び材料	る使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	□非該当	箇条 25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものと		25.7	25.7 電源コードは、オーディナリークロロプレン又はそ	
		する。			の他の合成エラストマーシース付きコードと同等以上の	
					特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブルでなければなら	
					ない。	
				箇条 29	箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁	
				29.2	29.2 汚染にさらされる可能性がある場合には、絶縁物の	
					比較トラッキング指数 (CTI) は250 以上でなければなら	
					たい。	
第七条	感電に対する保	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応	■該当		第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次によ	
第1号	護	じ、感電のおそれがないように、次に掲げる	□非該当.		పం	
		措置が講じられるものとする。		箇条 22	箇条 22 構造	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと		22.116	22.116 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に			触するような底面の開口部があってはならない。	
		保護すること。				
第七条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ	■該当		第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次によ	
第2号	護	うに抑制されていること。	□非該当		る。	
				箇条 27	箇条 27 設置接続の手段	
				27.2	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための	
					端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

	技術基準		該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条					定した露出金属部分と、有効な電気的接触をしていなけれ	
第2号					ばならない。	
続き						
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	■該当		第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。	
		おそれがある内外からの作用を考慮し、か	□非該当	箇条 15	箇条 15 耐湿性等	
		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た		15.2	15.2 機器は、通常使用時にこぼれた液体によって電気絶	
		れるものとする。			縁に悪影響を及ぼさない構造でなければならない。	
				15.101	15.101 水の充塡又は清掃のために水栓を備えている機器	
					は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければな	
					らない。機器は、試験にて水栓を全開にした後、耐電圧試	
					験に耐えなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.115	22.115 機器から液体を排出するための装置は、電気絶縁	
					に悪影響を及ぼさない方法で液体を放出できなければな	
					らない。	
第九条	火災の危険源か	電気用品には、発火によって人体に危害を及	■該当		第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。	
	らの保護	ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない	□非該当	箇条30	箇条30 耐熱性及び耐火性	
		ように、発火する温度に達しない構造の採		30.2.1	30.2.1 非金属材料の部分は、 650 ℃のグローワイヤ試験	
		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措			に耐えなければならない。	
		置が講じられるものとする。				

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当		第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。	
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当	箇条 22	箇条 22 構造	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等		22.13	22.13 蓋及びそのグリップは、蓋の開閉時に蒸気によるや	
		の火傷を防止するための設計その他の措置			けどを未然に防ぐ構造でなければならない。	
		が講じられるものとする。				
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性に	■該当		第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次に	
条第1項	よる危害の防止	よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に	□非該当		よる。	
		よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷		箇条 20	箇条20 安定性及び機械的危険	
		を与えるおそれがないように、適切な設計そ		20.101	20.101 運動エネルギーが200Jを超える、混合、かくはん	
		の他の措置が講じられるものとする。			などに用いる運動部分をもつ煮炊き鍋は、蓋又はガードを	
					50 mm を超えて開けたとき、運動部分を停止させるイン	
					タロックを備えなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.114	22.114 機器の加圧部分は、漏れの兆候、恒久的な変形又	
					は破損がなく、規定の圧力に耐えなければならない。	
第十一	機械的危険源に	2 電気用品には、通常起こり得る外部から	■該当	20.2	20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分	
条第2項	よる危害の防止	の機械的作用によって生じる危険源によっ	□非該当		な機械的強度をもっていなければならない。 (第1部の規	
		て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与			定による。)	
		えるおそれがないように、必要な強度を持つ		箇条 21	箇条21 機械的強度(第1部の規定による。)	
		設計その他の措置が講じられるものとする。			機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予	
					想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければなら	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

	技術基準		該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	以 当	項目番号	規定タイトル・概要	
第十一					ない。	
条第2項				22.11	22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のた	
続き					めの着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力	
					に耐えなければならない。(第1部の規定による。)	
				23.3	23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体	
					に過大な応力が加わってはならない。 (第1部の規定によ	
					る。)	
				25.22	25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外しし	
					た場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない	
					構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。)	
条	よる危害又は損	質が流出し、又は溶出することにより、人体	□非該当		異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器か	
	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお			ら漏れてはならない。	
		それがないものとする。		22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。(第1部	
					の規定による。)	
				22.23	22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第	
					1部の規定による。)	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込ん	
					ではならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	
					の規定による。)	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

	技術基準		該当		規格	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ	■該当	箇条 32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	
条	せられる電磁波	る電磁波が、外部に発生しないように措置さ	□非該当		の規定による。)	
	による危害の防	れているものとする。				
	止					
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	19.7	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験	
条	した安全設計	無監視状態での運転においても、人体に危害	□非該当		において、巻線の温度が表 8 に規定する値を超えてはな	
		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが			らない。(第1部の規定による。)	
		ないように設計され、及び必要に応じて適切		19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータ	
		な表示をされているものとする。			をもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、	
					過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えて	
					はならない。(第1部の規定による。)	
				22.40	22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるた	
					めのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規	
					定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	
					機器が始動できないようにしなければならない。(第1部	
					の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠	
					隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなけ	
					ればならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されているこ	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

	技術基準		該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
第十四					とを示す視覚的表示がなければならない。 (第1部の規定	
条					による。)	
続き				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態	
					で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わ	
					なければならない。(第1部の規定による。)	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
条第1項	び停止による危	を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当		異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして	
	害の防止	ないものとする。			はならない。	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	■該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次に	
条第2項	び停止による危	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	□非該当		よる。	
	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの		箇条 20	箇条 20 安定性及び機械的危険	
		とする。		20.101	20.101 このインタロックは、非自己復帰形とし、かつ、	
					電源から全極を遮断するものでなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.101	22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険を引き起	
					こすモータの保護装置は、非自己復帰形のものでなければ	
					ならない。	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体	■該当	箇条9	箇条9 モータ駆動機器の始動	
条第3項	び停止による危	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当	9.101	9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性が	
	害の防止	それがないものとする。			ある全ての電圧状態の下で始動できなければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系	■該当	箇条 10	箇条10入力及び電流(第1部の規定による。)	
条	合せ	統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	□非該当		機器に定格入力(定格電流)が表示されている場合、通常	
		常な電流に対する安全装置が確実に作動す			動作温度における入力(電流)は、許容値を超える差があ	
		るよう安全装置の作動特性を設定するとと			ってはならない。	
		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が		箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
		異常な電流に耐えることができるものとす			故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保	
		ప .			する場合は、適切なものを選ばなければならない。	
				25.8	25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表	
					第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、表 11	
					に規定する値以上の公称断面積をもつものでなければな	
					らない。(第1部の規定による。)	
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
条	する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防止	□非該当		電子的スイッチを持つ機器には、イミュニティ試験を実施	
		する構造であるものとする。			する。	
第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	□該当	_	_	J55014-1 等の別
条		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	■非該当			規格で規定され
		音を発生するおそれがないものとする。				ている。
第十九	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の	■該当		第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。	
条		注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法	□非該当	箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	
		律第百四号) によるものを除く。) を、見や		7.15	7.15 固定形機器の場合、機器を設置した後、表示が見え	
		すい箇所に容易に消えない方法で表示され			るように配置することが実際的でないときは、関連情報を	

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	. 政当	項目番号	規定タイトル・概要	
第十九		るものとする。			取扱説明書に記載するか、又は機器の設置後に、機器の近	
条					傍に貼ることができる追加表示を提供しなければならな	
続き					V.	
				7.101	7.101 等電位ボンディング端子の表示は、着脱可能なね	
					じ、座金、その他の部品の上に配置してはならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.117	22.117 手動で給水する容器の満たすべき水位表示は、給	
					水時に容易に確認できる位置になければならない。	
第二十	表示等(長期使	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定	□該当	_	_	長期使用製品安
条第1項	用製品安全表示	によるほか、当該各号に定めるところによ	■非該当			全表示制度につ
	制度による表	る。				いては、省令で
	示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電				明確に規定して
		気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに				いるため、整合
		限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる				規格は不要。
		換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所				
		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない				
		方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製				
		品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十		標準使用期間をいう。以下同じ。)				
条第1項		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				
第二十	表示等(長期使	二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機	□該当	_	_	同上
条第2項	用製品安全表示	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当			
	制度による表	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事				
	示)	項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				
第二十	表示等(長期使	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置	□該当	_	_	同上
条第3項	用製品安全表示	を有するものを除く。)及び電気脱水機(電	■非該当			
	制度による表	気洗濯機と一体となっているものに限り、産				
	示)	業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇				
		所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな				
		い方法で、次に掲げる事項を表示すること。				

規格番号: JIS C 9335-2-47:2016

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十		(イ) 製造年				
条第3項		(ロ) 設計上の標準使用期間				
続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				
第二十	表示等(長期使	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの	□該当	_	_	同上
条第4項	用製品安全表示	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の	■非該当			
	制度による表	見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容				
	示)	易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示				
		すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨				